

令和7年度 兵庫県相談支援従事者現任研修

事前課題についての案内

申込みに必要な書類ではありません

令和7年度兵庫県相談支援従事者現任研修の受講決定者の方には、下記のとおり研修に必要な事前課題の作成があります。研修受講に必須となっておりますので、申込みの時点で下記の内容を確認し、受講決定した場合に慌てないように、想定をしておいてください。（受講不可になった場合は作成の必要はありません。）

事前課題の詳細については、申込締切後、兵庫県担当課で受講決定審査を行い、受講が決定された方のみ、発送いたします。

なお、事前課題にかかる導入講義動画の配信を予定しており、視聴が必須要件となりますので、併せてお含み置きください。

記

課題1

ご利用者の許可を得た、自らが担当している（過去にしていた場合も可）個別のケースについて、研修事務局が指定する様式にまとめ、関係書類も作成する。

ただし、すぐに対応を求められる等による緊急性の高い内容（虐待等）、障害福祉サービスを利用していない、自らが担当をしていないケースは不可

課題2

自らが担当した個別のケースについて、エコマップを作成する。

課題3

自らが担当した個別のケースについて、地域のヒヤリングシートを作成する。

課題4

自身の勤務する事業所所在市町にある社会資源や自立支援協議会について、研修事務局が指定する様式にまとめる。

以上、課題1～4が受講決定者に必要な事前課題となります。

※尚、以下に該当する場合は、受講が決定した後でも受講を取り消すことがあります。

- ①導入講義動画を視聴していない場合。
- ②事前課題提出の締め切り期限を過ぎた場合。
- ③課題の趣旨に沿ったケースの内容ではない場合、指定した様式内や提出物に空白等、明らかな不備がある場合は、再提出していただきます。ただし、締切期限を過ぎたものは受け付けません。
- ④課題を変更する場合は、受講決定者に詳細をお伝えします。